

令和4年度運営指導結果及び書面による事業の実施状況調査結果の概要

令和4年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面による事業の実施状況調査及び事業所への訪問によらない指導（以下「書面による調査及び指導」という。）を、地域密着型サービス事業所（41事業所）及び居宅介護支援事業所（32事業所）に対して行いました。また、運営指導については、都内における新型コロナウイルス感染拡大状況等を勘案した結果、地域密着型サービス事業所（13事業所）及び居宅介護支援事業所（4事業所）への実施となりました。

運営指導並びに書面による調査及び指導における主な指摘事項は、次のとおりでした。これらについては、それぞれの事業所に対して改善を求めました。

運営指導

I 地域密着型サービス

1 地域密着型通所介護

（人員に関すること）

- ・生活相談員について、指定地域密着型通所介護の提供日ごとに必要と認められる数を配置していることが確認できない事例が認められた。
- ・介護職員について、指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に確保すべき勤務時間数を満たしていない事例及び常時1人以上従事していない事例が認められた。

（運営に関すること）

- ・利用申込者又はその家族に対し、提供するサービスの第三者評価の実施状況について説明したことが確認できない事例が認められた。
- ・指定地域密着型通所介護の提供の開始に当たり、利用者の提示する被保険者証を確認していない事例が認められた。
- ・地域密着型通所介護計画が、居宅サービス計画の内容に沿って作成されていない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画に位置付けられていない内容のサービスを提供した事例が認められた。
- ・地域密着型通所介護計画の実施状況及び評価を利用者又はその家族に説明していることが確認できない事例が認められた。
- ・従業者並びに管理者のそれぞれの職務の勤務時間、常勤・非常勤の別及び兼務関係が明確になっていない事例が認められた。
- ・秘密保持及び個人情報利用の同意について必要な措置を講じていることが確認できない事例が認められた。
- ・運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を公表していない事例が認められた。

（介護給付費の算定及び取扱いに関すること）

- ・個別機能訓練計画に位置付けずに行った機能訓練について、個別機能訓練加算

を算定している事例が認められた。

2 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

(運営に関すること)

- ・居宅サービス計画の変更に際し、アセスメントを実施したことが確認できない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画を指定居宅サービス等の担当者に交付したことが確認できない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画の実施状況の把握において、利用者の居宅を訪問し、当該利用者に面接していることが確認できない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画に医療サービスを位置付けた際に、主治の医師等の意見を求めたこと及び主治の医師等に居宅サービス計画を交付したことが確認できない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付けた際に、必要な理由を記載していない事例及び継続の必要性について検証をしたことが確認できない事例が認められた。
- ・サービス担当者会議等において利用者の家族の個人情報を用いることについて、文書により同意を得ていない事例が認められた。

3 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護

(人員に関すること)

- ・夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯並びに夜間及び深夜の時間帯に共同生活住居ごとに指定認知症対応型共同生活介護の提供のために置かれた介護従業者について、勤務延時間数に算入することができる時間数を超過していることにより、必要な員数を確保していない事例が認められた。

(運営に関すること)

- ・利用申込者又はその家族に対し、提供するサービスの第三者評価の実施状況について説明したことが確認できない事例が認められた。
- ・利用者の被保険者証に入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を記載していない事例が認められた。
- ・身体的拘束適正化検討委員会を3月に1回以上開催していない事例及び身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施していない事例が認められた。
- ・認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たり、他の介護従業者と協議の上で認知症対応型共同生活介護計画を作成したことが確認できない事例が認められた。
- ・認知症対応型共同生活介護計画について、利用者の同意を得たこと及び利用者に交付したことが確認できない事例が認められた。
- ・勤務表において、介護従業者の常勤・非常勤の別を明確にしていない事例が認められた。
- ・職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のため

の措置を講じていない事例が認められた。

- ・ サービス担当者会議等において利用者の家族の個人情報を用いることについて、文書により同意を得ていない事例が認められた。
- ・ 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を公表していない事例が認められた。
- ・ 事故について、区に連絡していない事例が認められた。

(介護給付費の算定及び取扱いに関すること)

- ・ 身体拘束廃止未実施減算について、厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に、減算していない事例が認められた。
- ・ 利用者が入院したときの費用の算定に当たり、利用者及びその家族に対して、退院後再び円滑に入居することができる体制を確保していることについて説明したことが確認できない事例が認められた。

4 看護小規模多機能型居宅介護

(運営に関すること)

- ・ 利用申込者又はその家族に対し、提供するサービスの第三者評価の実施状況について説明したことが確認できない事例が認められた。
- ・ 居宅サービス計画の変更に際し、アセスメントを行っていない事例及び居宅サービス計画を担当者に交付したことが確認できない事例が認められた。
- ・ 居宅サービス計画の作成及び変更に当たって、サービス担当者会議を開催したこと及び担当者に対する照会等により意見を求めたことが確認できない事例が認められた。
- ・ 運営推進会議において、あんしんすこやかセンターの職員及び地域住民の代表者等を招集していない事例が認められた。
- ・ サービス担当者会議等において利用者の家族の個人情報を用いることについて、文書により同意を得ていない事例が認められた。

(介護給付費の算定及び取扱いに関すること)

- ・ 退院時共同指導加算について、利用者の居宅を訪問して行う看護サービスを行っていない場合に算定している事例が認められた。
- ・ 緊急時訪問看護加算について、訪問看護サービスを行っていない利用者に対して算定している事例が認められた。
- ・ 看護体制強化加算について、算定の基準に適合していることが確認できない事例が認められた。

II 居宅介護支援

(運営に関すること)

- ・ 重要事項を記した文書を利用申込者又はその家族に交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ていない事例が認められた。
- ・ 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行っていない事例が認められた。
- ・ 前6月間に作成された居宅サービス計画のうちに訪問介護、通所介護、福祉用

具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた割合及び同一のサービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行っていない事例が認められた。

- ・居宅サービス計画の作成及び変更にあたってアセスメントを行っていない事例が認められた。
- ・サービス担当者会議について、居宅サービス計画の作成及び変更にあたって並びに利用者が要介護更新認定を受けた場合に開催していない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていない事例並びに居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）において、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し面接していることが確認できない事例及びモニタリングの結果を記録していない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付けた場合に、必要な理由を記載していない事例及び継続の必要性について検証したことが確認できない事例が認められた。
- ・勤務表において、介護支援専門員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にしていない事例が認められた。
- ・サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報を用いることについて、文書により同意を得ていない事例が認められた。

(介護給付費の算定及び取扱いに関すること)

- ・運営基準減算に該当するにもかかわらず、減算を行っていない事例が認められた。
- ・特定事業所集中減算の判定に係る書類の記載内容が不十分である事例が認められた。
- ・退院・退所加算について、厚生労働大臣が定める基準を満たす方法及び回数により、利用者に係る情報提供を受けたことが確認できない事例が認められた。
- ・緊急時等居宅カンファレンス加算について、カンファレンスに当たり、病院の医師等と共に利用者の居宅を訪問していない事例が認められた。

書面による調査及び指導

I 地域密着型サービス

1 地域密着型通所介護

(人員に関すること)

- ・生活相談員について、指定地域密着型通所介護の提供日ごとに必要と認められる数を配置していることが確認できない事例が認められた。

(運営に関すること)

- ・利用申込者又はその家族に対して交付する重要事項を記した文書（重要事項説明書）に、不正確、不十分又は不整合な内容がある事例が認められた。

- ・利用申込者又はその家族に対して重要事項説明書を交付したことが確認できない事例が認められた。
- ・事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）に、不正確、不十分又は不整合な内容がある事例が認められた。
- ・勤務表において、従業者並びに管理者のそれぞれの職務の勤務時間、常勤・非常勤の別及び兼務関係が明確になっていない事例が認められた。
- ・非常災害に関する具体的計画、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を定期的に従業者に周知していない事例並びに非常災害に関する訓練の実施に地域住民の参加が得られるよう連携に努めていない事例が認められた。
- ・運営推進会議において、利用者、利用者の家族、地域住民の代表及び地域密着型通所介護について知見を有する者等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていない事例並びに運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を公表していない事例が認められた。
- ・事故が発生した場合における区への連絡について、あらかじめ「世田谷区介護保険事故報告取扱要領」等を確認していない事例が認められた。

(変更の届出等)

- ・運営規程等の変更について、変更の届出を行っていない事例が認められた。

2 (介護予防) 認知症対応型通所介護

(基本方針に関すること)

- ・利用申込者が認知症であることについて主治の医師の診断書等により確認していることが確認できない事例が認められた。
- ・認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を指定認知症対応型通所介護の対象として認識している事例が認められた。

(人員に関すること)

- ・生活相談員について、サービスの提供に係る勤務延時間数に利用者へのサービス提供を伴わない研修等の時間を算入している事例が認められた。

(運営に関すること)

- ・利用申込者又はその家族に対して交付する重要事項を記した文書（重要事項説明書）に、不正確、不十分又は不整合な内容がある事例が認められた。
- ・指定認知症対応型通所介護の提供の開始に当たり、利用者の提示する被保険者証を確認していない事例が認められた。
- ・事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）に、不正確、不十分又は不整合な内容がある事例が認められた。
- ・勤務表において、従業者の職務及び兼務関係の記載が不正確である事例が認められた。
- ・非常災害に関する訓練の実施に地域住民の参加が得られるよう連携に努めていない事例が認められた。
- ・運営推進会議において、利用者及び利用者の家族から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていない事例並びに運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を公表していない事例が認められた。

3 小規模多機能型居宅介護

(人員に関すること)

- ・従業者について、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に通いサービスの提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービスの提供に当たる者を1以上配置していることが確認できない事例が認められた。

(運営に関すること)

- ・利用申込者又はその家族に対して交付する重要事項を記した文書(重要事項説明書)に、不正確、不十分又は不整合な内容がある事例が認められた。

4 認知症対応型共同生活介護

(基本方針に関すること)

- ・認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を指定認知症対応型通所介護の対象として認識している事例が認められた。

(人員に関すること)

- ・必要な介護従業者を確保すべき夜間及び深夜の時間帯について、入居者の生活サイクルに応じて設定していない事例が認められた。

(運営に関すること)

- ・利用申込者又はその家族に対し交付する重要事項を記した文書(重要事項説明書)に、不正確、不十分又は不整合な内容がある事例が認められた。
- ・利用者の被保険者証に入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称又は退去の年月日を記載していない事例が認められた。
- ・指定認知症対応型生活介護の質の評価を自ら行い、その結果を入居者及びその家族へ提供し、並びに公表していることが確認できない事例が認められた。
- ・勤務表において、従業者の常勤・非常勤の別及び兼務関係が明確になっていない事例が認められた。
- ・非常災害に関する訓練の実施に地域住民の参加が得られるよう連携に努めていない事例が認められた。
- ・利用者の家族の個人情報を用いることについて、文書により同意を得ていない事例が認められた。
- ・運営推進会議において、利用者及び利用者の家族から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていない事例並びに運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、公表していない事例が認められた。

II 居宅介護支援

(運営に関すること)

- ・利用申込者又はその家族に対して交付する重要事項を記した文書(重要事項説明書)に、不正確、不十分又は不整合な内容がある事例が認められた。
- ・前6月間に作成された居宅サービス計画のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた割合及び同一のサ

ービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行っていることが確認できない事例が認められた。

- 事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）に、不正確、不十分又は不整合な内容がある事例が認められた。
- 勤務表において、介護支援専門員の勤務の体制を定めていない事例又は介護支援専門員と管理者との兼務関係を明確にしていない事例が認められた。
- 秘密保持及び個人情報の利用の同意について、必要な措置を講じていることが確認できない事例が認められた。